

令和4年第6回（9月）佐渡市議会定例会会議録（第5号）

令和4年9月28日（水曜日）

議事日程（第5号）

令和4年9月28日（水）午後1時30分開議

第 1 (総務文教常任委員会付託案件)

議案第62号、議案第63号、議案第67号、請願第2号

(市民厚生常任委員会付託案件)

議案第64号、議案第65号、議案第68号から議案第73号まで、請願第3号、陳情第6号、
陳情第7号

(産業建設常任委員会付託案件)

議案第66号、議案第74号、議案第75号

第 2 発議案第10号

第 3 発議案第11号

第 4 発議案第12号

第 5 委員会の閉会中の継続審査の件

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（20名）

1番	平	田	和	太	龍	君	2番	山	本	健	二	君
3番	林		純	一	君		4番	佐	藤		定	君
5番	中	川	健	二	君		6番	後	藤	勇	典	君
7番	北			啓	君		8番	室	岡	啓	史	君
9番	広	瀬	大	海	君		10番	上	杉	育	子	君
11番	稻	辺	茂	樹	君		12番	山	田	伸	之	君
14番	坂	下	善	英	君		15番	山	本		卓	君
16番	金	田	淳	一	君		17番	中	村	良	夫	君
18番	中	川	直	美	君		19番	佐	藤		孝	君
20番	駒	形	信	雄	君		21番	近	藤	和	義	君

欠席議員（1名）

13番 荒 井 真 理 君

地方自治法第121条の規定により出席した者

市長	渡辺竜	五君	副市長	伊貝秀	一君
教育長	新発田	靖君	総務部長	伊中川	一宏君
企画財政長	猪股雄	司君	市民生活部長	金子	聰君
社会福祉長	吉川	明君	地域振興部長	石田友	紀君
農林水産長	本間賢一郎	君	観光振興部長	岩崎洋	昭君
建設部長	清水正人	君	教育次長	磯部伸	浩君
上下水道長	森川浩行	君	兩津病院長	伊藤浩	二君

事務局職員出席者

事務局長	中川雅史	君	事務局次長	齋藤壯一	君
議事調査係長	中馬慎司	君	議事調査係	余湖巳和寿	君

午後 1時30分 開議

○議長（近藤和義君） ただいまの出席議員数は20名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1 (総務文教常任委員会付託案件)

議案第62号、議案第63号、議案第67号、請願第2号

(市民厚生常任委員会付託案件)

議案第64号、議案第65号、議案第68号から議案第73号まで、請願第3号、陳情第6号、陳情第7号

(産業建設常任委員会付託案件)

議案第66号、議案第74号、議案第75号

○議長（近藤和義君） 日程第1、各常任委員会に付託した案件について議題といたします。

総務文教常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長、広瀬大海君。

〔総務文教常任委員長 広瀬大海君登壇〕

○総務文教常任委員長（広瀬大海君） 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第109条及び第141条の規定に基づき報告します。

議案第62号 佐渡市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、国が推進する「妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のために講じる措置」のうち、非常勤職員の育児休業等の取得要件の緩和、その他所要の措置を規定するため、条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

なお、本委員会で付した意見は次のとおりであります。意見。男性職員並びに会計年度任用職員の育児休業の取得率が低い状況にあることから、市においては積極的に育児休業が取得できるよう職場環境の改善を強く求める。

議案第63号 佐渡市企業版ふるさと納税基金条例の制定について。本案は、地方創生の取組を推進していくに当たり、企業版ふるさと納税制度による寄附金を基金に積み立てることにより、寄附金の継続活用を可能とするため、基金の設置に必要な条例を制定するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第67号 令和4年度佐渡市一般会計補正予算（第5号）について。本案は、令和4年度佐渡市一般会計予算について、既定の歳入歳出にそれぞれ15億8,923万6,000円を追加するものであります。主な内容は、コロナ禍における原油価格、物価高騰等対策に伴う事業の経費を計上するほか、新型コロナウイルス感染症対策として感染拡大防止対策、産業振興と雇用の促進及び地域経済の活性化等に要する経費を計上するとともに、基金管理費、診療所補助事業及び普通建設事業などを計上するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

なお、各常任委員会で付した意見は次のとおりであります。

意見。1、総務文教常任委員会。（1）、2款総務費、1項総務管理費、9目情報化推進費、デジタル化推進事業（新型コロナ対策）について。佐渡市デジタル活用ビジョンの作成は、本来民間企業から出向しているデジタル外部人材が担うべきであり、ビジョンの作成に当たっては、外部人材の知見を十分に活用すること。

（2）、10款教育費、5項社会教育費、5目社会教育施設管理費、文化会館整備費（新型コロナ対策）について。本予算は、佐渡中央文化会館におけるWi-Fi整備に係る経費である。社会教育施設43施設中、現時点ではいまだ2施設しかWi-Fiの整備がされていない。地域の図書館はじめ、市民の利用が多い施設においては、早急にWi-Fi整備を進めるべきである。

（3）、10款教育費、5項社会教育費、5目社会教育施設管理費（継続費）、旧南佐渡離島開発センター解体費について。10款教育費、6項保健体育費、2目体育施設費（継続費）、旧小木体育館解体費について。教育委員会の保有する施設管理については所管が不明瞭である。令和4年度の組織改編における各課の職務分担を明確にするとともに、教育総務課の在り方についても明確にすべきである。

2、市民厚生常任委員会。3款民生費、2項児童福祉費、3目保育所費、私立保育所支援費について。本予算は、私立保育園、認定こども園の保育士等の処遇改善に係る経費を追加するものであり、令和4年3月定例会で認めた処遇改善（令和4年2月から9月分）を本年度末まで延長するものである。その際に付された意見は、保育士及び幼稚園教諭等の一部のみが対象となっている。今後は制度の趣旨を尊重し、処遇改善について真摯に検討されたいとなっている。佐渡市子どもが元気な佐渡が島（たからじま）条例を定めた本市にとって、保育環境の充実は、欠かすことのできない重要政策であると思料する。よって、今後は市立保育園等職員についても処遇改善に対応することを強く求める。

3、産業建設常任委員会。（1）、2款総務費、1項総務管理費、14目支所及び行政サービスセンター費、支所・行政サービスセンター拠点化事業について。今年度の元気な地域づくり支援事業補助金（地域のまつり活性化事業）において、コロナ禍の影響等により17事業のうち6事業が既に中止となっている。事前協議の中で開催の意思はあったものの、各団体が中止せざるを得ないと判断した祭りである。年に1度の行事の中止が数年続ければ、開催ノウハウが失われていくとともに、地域の元気がなくなっていく。今後もより一層各支所、行政サービスセンターが地域に寄り添い、自主性を尊重しながら人材確保に努め、地域の活性化を図られたい。

（2）、7款商工費、1項商工費、2目商工振興費、プレミアどこでも商品券（第2弾）発行事業（新型コロナ対策）について。本事業は、燃料高騰等による物価上昇の影響を受け、停滞する市内経済の活性化を図るため、市内の店舗で利用できるプレミア分（30%）を上乗せした商品券を発行し、需要を喚起するためのものである。航路運賃も高くなっていることから、佐渡汽船を含め、広く市民が利用できるよう、登録店舗を増やす努力をすること。また、商品券発行事業については、過去に事業主体としての活動を佐渡連合商工会へ打診したものの、断られてしまった経緯があるとの説明があった。新型コロナウイルス感染症対策の国、県、市のあらゆる施策の利用促進は、商工会を通じた商工業者への情報共有も重要な役割を果たしていると思料する。よって、市と商工会との連携を密にし、商工業者に寄り添った対応を行うことを強く求める。

（3）、7款商工費、1項商工費、4目観光費、冬季宿泊プラン促進事業（新型コロナ対策）について。

本事業は、冬季宿泊プラン「佐渡冬紀行（仮称）」として、旅行者に人気の高級食材を取り入れた夕食と佐渡の味覚を楽しめるランチがセットになった旅行商品を造成して販売するものである。目標達成に向けて、委託先と連携して努力すること。また、今後関係人口の増大を意識し、島内外の方々の交流が促進されるように島民も利用できるプランを検討されたい。

請願第2号 「コロナ禍においても私立高校生が学費の心配なく学校で学び続けられるよう、私学助成増額・拡充を求める意見書」の採択を求める請願。本請願は、新型コロナウイルス感染症が収まる気配がなく、深刻な経済不況が生活を脅かす中で、私立高等学校の学費負担は国の支援の拡充が図られたものの、施設整備費や入学金の負担は依然として残っている。同じ高校生でも公私間に格差が存在していることから、コロナ禍においても私立高校生が学費を心配せずに学ぶことができるよう、私学助成増額、拡充を求める意見書を関係機関に提出することを求めるものであります。審査の結果、賛成多数で採択すべきものとして決定しました。

以上です。

○議長（近藤和義君） 以上で総務文教常任委員長の報告は終わりました。

議案第67号 令和4年度佐渡市一般会計補正予算（第5号）についての委員長質疑に入ります。

総務文教委員長に対する金田淳一君の質疑を許します。

金田淳一君。

○16番（金田淳一君） それでは、総務文教常任委員長に質疑をさせていただきます。

デジタル化推進事業、佐渡市デジタル活用ビジョン作成委託料について伺います。デジタル化を推進するという施政方針に基づく事業だというふうに考えますが、この事業を行う具体的な目的と成果品についてはいつまでに佐渡市に届けられるということになるのか説明を求めます。

また、本来民間企業から出向しているデジタル外部人材が担うべきとの意見が付されていますが、この事業が委託事業とすることになった理由について、それから委託する事業者の選定方法についてどのような手法を取るのかも併せて説明をお願いいたします。

○議長（近藤和義君） 広瀬総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（広瀬大海君） 金田議員の質疑にお答えいたします。

佐渡市デジタル活用ビジョン作成委託料についてです。まず、佐渡市総合計画に掲げる施策の中で、デジタルで実現する具体的な部分を佐渡市デジタル化構想として来年度末までに作成する予定となっています。しかし、その前にデジタルを活用した10年後の佐渡の目指す大枠の姿、イメージを絵やイラストとして表現し、市民の皆さんに分かりやすく示すことを今回の委託の目的としており、それに向けて実施した市民アンケート結果や庁内のヒアリングを分析した内容を踏まえ、市民とのワークショップなどを行うこととなっております。委託の期間は来年の3月末までというふうになっております。

委託の理由といたしましては、デジタル化のビジョンとか構想を今後つくるに当たって、佐渡市の思いや考えというものを引き出してまとめる作業を既にデジタル化構想等を作成している実績のある自治体を参考にして、専門家の方にお願いしたいというのが今回委託する目的との説明がありました。業者の選定方法に関してはプロポーザルを予定しております。

以上です。

○議長（近藤和義君） 金田淳一君。

○16番（金田淳一君） 今ほどの説明をお聞きしますと、今回の業務については外部人材の方というより、それよりもっと専門的な方にお願いするというふうな説明だというふうに受け止めました。

これからデジタル人材の活用と、それからデジタル化については、3月定例会で総務文教常任委員会でもいろいろ議論をした経緯があるのですが、これから先この事業が推進していきますと、さらに委託事業等が多くなるような気がしております。そこには多分いろいろな企業が関心を寄せるような大きなビジネスも生まれてくるというふうな気がいたしますが、3月定例会における地域活性化起業人（企業人材派遣制度）に関して、当時の総務文教常任委員会は派遣元の企業との適正な距離を確保し、公正な行政運営をすることを求めるというふうな意見をつけております。そこで審査の中で、地域活性化企業人制度実施要綱の中には守秘義務として職務上で知り得た秘密を漏らしてはならないというふうな条項も入っております。そういうふうなことを背景として、今後、今回の業者選定についてはそういう派遣元の企業等はあまり関係ない事業かもしれません、今後の対応について委員会ではどのような議論がなされ、執行部からどのような回答がされたのか説明をお願いいたします。

○議長（近藤和義君） 広瀬総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（広瀬大海君） お答えいたします。

金田議員がおっしゃられるように、執行部のほうでもある程度理解はしているかと思うのですが、佐渡市と出向元との協定書の中に秘密を守る義務とか秘密保持、あと信用失墜行為の禁止等の項目もございますので、先ほどおっしゃられたように派遣元、出向元に関してもシステムをつくるといったところがメインの会社でございますので、それを取りまとめて計画をつくるというところと企業の内容としてはちょっとずれがあるのではないかというふうに思っております。そういう懸念というのではないのではないかと思いますが、一応委員会としてもそのようなことがあると市民の疑念を抱いてしまう可能性もあるということをお伝えしております。

○議長（近藤和義君） 金田淳一君。

○16番（金田淳一君） では、次の項目を質疑してよろしいでしょうか。

○議長（近藤和義君） 3回目です。

○16番（金田淳一君） この件は、デジタルの件はこれで終了します。

○議長（近藤和義君） はい、どうぞ。

○16番（金田淳一君） スクール・サポート・スタッフ市町村支援事業補助金について伺います。

この事業には当初予算で県からの教育総務費補助金として、4つの小学校にスタッフを派遣する内容で201万円が計上されていました。今定例会にほぼ2倍に当たる402万2,000円が増額計上されています。今回の増額補正により、対象となる学校はどのような範囲となっているのか。あるいは、スタッフの仕事内容などに何か変更があるのか及び今回年度の途中で、私たちは急にというふうに受け止めますが、2倍もの支援が得られるようになった理由について説明をお願いいたします。

○議長（近藤和義君） 広瀬総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（広瀬大海君） まず、学校の範囲でございます。そちらに関しましては、今回予算がプラスになって、8名プラスになるのですけれども、それでほぼほぼの小中学校を網羅するという形に

なっておりますが、幾つかの中学校に関してはスクール・サポート・スタッフが必要ないというか、そういったような意見もございましたので、配置されないということになっております。

仕事の内容に関しましては、既に働いていただいている4名の方と内容は変わらず、スクール・サポート・スタッフでございますので、コロナ対策の消毒作業とか、授業の準備とか、そういった教員のサポート業務支援を行うということで変わりはございません。

今回予算が約倍の400万円が歳入で計上されているということでございますが、昨年度は既存の4名という形で進めておりましたので、当初の予算でも4名のままで進めておったと。ただ、2月の中旬頃、県のほうから少し予算の確保ができると、まだ増やすことができるというような案内もあって、佐渡市のほうからお願いをしまして、結果8名、合計で12名の方の予算を補助いただくことになっているという経緯でございます。

○議長（近藤和義君） 金田淳一君。

〔「3回終わりましたよ」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤和義君） 合わせて3回だから……

暫時休憩します。

午後 1時48分 休憩

午後 1時48分 再開

○議長（近藤和義君） 再開します。

次に、市民厚生常任委員長に対する中川直美君の質疑を許します。

中川直美君。

○18番（中川直美君） これは、しっかりと3回やりたいと思います。通告してあるとおりです。通告でいきますと、ケア労働という書き方をしております。言うまでもありません。岸田首相の肝煎りの公的部門における分配機能の強化とコロナ克服のためということで、看護、介護、保育、幼児教育などの現場で働く方々の収入を上げるという政策です。3月の議案第15号、令和3年度の一般会計補正予算で、2月から9月の分は国の10分の10ということで盛ったということになっているのですが、10月以降どうするのかという複数の議員の質疑に対して、当時の総務課長は10月に財源等も併せまして考えていきたい、検討してみたいと言っておりますし、今後引き続き、今回一部の人だけではなく、公立の市の職員なども含めて考えたいということを言っているわけですが、先ほど意見の中にちゃんとやるようにという意見も、今後は市立保育園職員等についても処遇改善に対応することを強く求めるという、さすが委員長らしい強い御意見が出ているのでありますが、その部分は一体どうなったのか。私に言わせてもらいますと、今回は職員の人事異動による人件費の増減がありますから、その中できちんと処理されていたのかなというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（近藤和義君） 稲辺市民厚生常任委員長。

○市民厚生常任委員長（稲辺茂樹君） 中川議員にお答えします。

本一般会計補正予算に計上された予算内容は、あくまでも当議会の3月定例会におきまして議決された私立保育園に対する人件費の処遇改善というところであります。そして、今回予算計上された部分につき

ましては、前回が2月から9月までというところでありましたし、今回はそれの延長ということで、10月から本年度末までというものであります。予算のつけ方としましては、当初の2月から10月までの間には経済対策ということで、国が10分の10の補助がございましたが、今回は基本的に公定価格への加算ということで国が2分の1、県4分の1、市4分の1ということで公定価格に加算しまして、私立保育園における処遇改善された分に対してお支払いするという内容であります。

その前提であります、当委員会におきまして、3月定例会における総務文教常任委員会の意見というものも重く受け止め、任用職員の方々に対する処遇改善についての意見もありましたので、今回あえて意見とさせていただきました。しかし、国からはいわゆる交付税措置というものがされていないということもありますので、その辺も含めまして御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（近藤和義君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） 後段から言います。国は交付税措置しています。今公定価格のことを言いましたが、自治体の負担分については10月から交付税措置をするということであります。例えば読売新聞の7月7日のところにも今年度保育士や幼稚園教諭の3%の賃上げ、10月以降も継続、公定価格引上げということで出ておりまし、交付税措置はされております。これ間違いありません。そういう意味で言うと、先ほどから言っているように、3月のときに検討して、やらないならやらないでも、私はそういう結論もあると思うのです。今回人事異動に伴う人件費が主たる補正予算の中身ですから、当然そうなのかなということを聞いたものです。

先ほど言ったケア労働の関係では、放課後児童クラブ、いわゆる学童保育のものも10月以降は放課後児童健全育成事業補助金としてということになっております。先ほど冒頭に言った令和4年度の予算に関する留意事項の中では、養護老人ホーム、軽費老人ホームに勤務する職員も同じケア労働だという扱いでしつかり書かれているわけですが、地方交付税措置はしつかりされているわけなので、私は3月の当初予算の議会ですが、今回補正ではありますが、その流れから見ると結果としてどうだったのかということを。そうすると、交付税措置はされていないという答弁があったということでよろしいですか。それも確認しておきます。

○議長（近藤和義君） 稲辺市民厚生常任委員長。

○市民厚生常任委員長（稻辺茂樹君） 先ほども申し上げましたけれども、本常任委員会に付託された案件につきましては、あくまでも私立保育園の処遇改善分の公定価格の加算についての予算であります。ですので、関連としてそれ等の質疑はありましたが、本題としてはそこではないということをまず御理解いただきたいというふうに思います。

続きまして、交付税措置はどうなのかということであります、交付税措置に関しましては申請のあつた私立保育園の加算分に対しては交付税措置をされるということであります。

それから、会計年度任用職員等やその他の有資格者以外の人件費に関しましては、前回の中川議員の一般質問の中、それから3月定例会における委員長質疑の中でも、同じような答弁を繰り返しますが、当市民厚生常任委員会の所管ではないというところはもう一度確認していただきたいというふうに思います。会計年度任用職員の労働賃金に関しては総務文教常任委員会での所管で審議されているということを確認

しておりますし、しかし当常任委員会の中でもこれを軽視するわけではなく、委員の方々の意見の中で問合せがありました。その担当の答弁の中では現在総務課の中で協議しているというような答弁いただきましたので、御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（近藤和義君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） 誤解があるようで、私一般質問でこの問題はやっておりません。一般会計の補正、つまり人件費の問題としてやっておりますので、論点をズラさないでいただきたい。先ほど言った私だけではなくて、複数の議員が言いました学童保育の入件費の問題、ケア労働の問題ということです。今回確かに私立保育園への加算分はもちろんあったでしょうけれども、入件費総体としては民生費の中で、人事異動に伴う増減の差引きが出ているから、当然私は市民厚生常任委員会のものだというふうに思うのです。

そこで、交付税措置がされていないような言い方をしていますが、例えば国の、先ほどから言います地方財政の見通しと予算上の留意点でございますが、ここには明確に書いています。令和4年10月以降は保育士、幼稚園教諭、介護、障害者福祉職員、地域でコロナ医療などの一定の役割を担う云々となっておりまして、地方交付税措置を講ずるとしている。先ほど言った読売新聞でも措置がされていると。ただ、これは公定価格との関係、計画書の関係ももちろんあるとは思いますが、そのようになっているのですが、違うでしょうか。

○議長（近藤和義君） 稲辺市民厚生常任委員長。

○市民厚生常任委員長（稻辺茂樹君） 大変失礼しました。一般質問という記憶でしたが、そうでなかつたようありますので、まずもってその部分は訂正させていただきたいというふうに思います。

交付税措置に関する御質疑でございます。そもそもこの交付税措置というのは申請のあった自治体もしくは申請のあったものに対するいわゆる加算措置と、処遇改善ということありますので、当市としてはその公立保育園の部分に関しては申請を上げていないというようなことだと理解しておりますが、この件につきましては本予算と関係ない部分でありますので、これ以上の審議はしておりません。

以上です。

○議長（近藤和義君） 次に、産業建設常任委員長に対する中川健二君の質疑を許します。

中川健二君。

○5番（中川健二君） それでは、産業建設常任委員長に伺います。

冬季宿泊プラン佐渡冬紀行（仮称）のことです。目標達成に向けて委託先と連携して努力するありますが、この努力はどんなことを期待しているのか、また目標をどんなふうに設定しているのか、また過去の推移も分かる範囲で教えていただきたいと思います。お願いします。

○議長（近藤和義君） 室岡産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（室岡啓史君） では、中川健二議員の質疑にお答えいたします。

まず、1点目の質疑に対してであります、冬季宿泊プラン佐渡冬紀行（仮称）につきましては、目標の1,700食分を委託先と連携して完売させるということを求めたものであります。目標としましては、執行部の資料提供においては、令和4年度、実人数について1,000人、延べ1,700人泊、それは首都圏ターゲットに2泊3日の方、700人掛ける2泊という意味の1,400人泊と近県をターゲットにした1泊2日、300人

掛ける1泊ということで、合わせて1,700人泊ということあります。

そして、実績につきましては、執行部の資料提供において、令和元年度2,682人泊、これはコロナ前であります。そして、令和2年度は517人泊、コロナ1年目ということです。令和3年度は401人泊、コロナ2年目ということあります。

以上です。

○議長（近藤和義君） 中川健二君。

○5番（中川健二君） ありがとうございます。

次に、関係人口の増大を意識し、島内外の方々の交流が促進されるように、島民も利用できるプランを検討されたいとあります。島民が利用できるということは非常によいことだと思いますが、島内外の方々が交流することで関係人口が増える具体例を説明してもらいたいです。

○議長（近藤和義君） 室岡産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（室岡啓史君） 委員の中からの質疑としては、過去にさど女子ファンクラブ会員から島民と交流できるような新たな場があるといいというような御意見があったということを聞いたため、島民も利用できないかということを検討してもらうよう求めたものであります。ちなみに、冬期の宿泊施設は比較的空いておりますので、冬期に島民も利用できると施設側にもメリットがあるのでないかというふうに考えております。そして、具体例につきましては審査しておりません。ただし、島内外の方々が交流すること自体が関係人口増大に向かうことであるというふうに理解しております。

以上です。

○議長（近藤和義君） 中川健二君。

○5番（中川健二君） ありがとうございます。島民が利用できるということは大変いいかなというふうに思うのですが、これは実際に可能性があるのかどうかというところはどのようにお考えか聞かせていただけますか。

○議長（近藤和義君） 室岡産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（室岡啓史君） 執行部から検討しますという回答がありました。ですので、可能性はゼロではないと思いますが、今後執行部が検討することあります。当委員会としては回答することはできかねるということあります。

以上です。

○議長（近藤和義君） 次に、産業建設常任委員長に対する中川直美君の質疑を許します。

中川直美君。

○18番（中川直美君） 同じような質疑がでているので、重複しない範疇でお尋ねをいたします。

今ほど1番目の同じ冬紀行の関係です。先ほど1,700食ということがありました。1泊2日もあれば2泊3日もあるだろうというふうに思うのですが、先ほどの実績の中で令和2年度が517人、令和3年度が401人ということなのですが、今年度は何人の目標で1,700食なのでしょうか。

それと、冬紀行がスタートしたときから言っていたのは4種類ですか、佐渡の食材を扱えるところが少ないのでないかということで、その辺が取り組める旅館ということになるのでしょうか、宿泊ですから。みたいなものは、一体従来から比べるとどの程度増えているのでしょうかが1つです。

2つ目、次はどこでもプレミア商品券の関係です。さすが産業建設常任委員会でありまして、再審査をやってまで徹底に審議を尽くしたということで、まず敬意を表したいと思います。再審査したわけですが、どこに不備があつて再審査をしたのか、まずお教え願いたいということです。

2つ目は意見についておりますが、佐渡連合商工会が事業に参加してくれないみたいなことが書いてあるわけです。一体どこに原因があったのか。議会としてはこういうふうに改善すべきというような提案があつても私はいいのではないかというふうに思うので、その辺はどのようになつてあるのかお尋ねをいたします。

○議長（近藤和義君） 室岡産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（室岡啓史君） それでは、中川直美議員の質疑にお答えいたします。

まず1点目、冬季宿泊プラン促進事業についてであります。何人目標ということであります。先ほどの中川健二議員の答弁とも重複しますが、執行部としては目標として実人数1,000人、そして延べ1,700人泊というところを目標としているということであります。

それで、議員御指摘のとおり冬紀行については佐渡の冬のおいしい食材を御堪能いただくという趣旨であります。島内の宿に御協力をいただきながら、例年と同じようにやりながらバージョンアップもしていくというふうに理解しております。提供宿の数等については審査しておりません。

そして、2点目のどこでもプレミア商品券の件ですが、不備があつたわけではございません。執行部から事業趣旨の説明不足があつたので、再度追加の説明をさせていただきたいと要請があつたため応じたものであります。これは、一般質問での市長答弁ということと、あとは委員会質疑の担当部署の説明に若干のニュアンスの違いがあつたということであります。

そして、3点目の佐渡連合商工会の件ですが、審査において佐渡連合商工会と佐渡市との意見交換会において、過去の商品券事業では人的配置が難しいという理由により受託をしてもらえたかったという説明がありました。また、今後改めて商工会とも話し合うという説明がございました。

以上です。

○議長（近藤和義君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） 1,000人目標の件なのですが、例えば昨年度は1,100人限定です。東京発が3万8,900円、新潟発が2万6,700円、差引きあるのか。すごくかなりお得な商品であることは間違いないのですが、コロナ禍が収まったか収まらないかというのもあるのだけれども、いっぱい呼び込みたいという気持ちちは分かるのですが、過去の実績、例えば昨年が1,100人であつて、今年が1,000人で100人しか減っていない。ではなくて、もっと商品造成という意味でいうと、もうちょっと同じ予算を使うなら違う形があつても私はよかったです。令和元年度については約2,600人ということで、そのぐらいまでは確かに無理だとは思うのですが、その辺どうだったのか。

ノドグロ、ズワイガニ、島黒豚、寒ブリというのが4点セットだったかというふうに思います。こういふるのはやっぱり今コロナ禍で、また円安の景気の中で、違った、取り組めない業者にもやっぱり手を伸ばせるような形が私必要ではなかつたかと思うのですが、そういう議論はなかつたのだと思いますが、どうかということです。

2つ目です。再審査の関係です。今回の意見と前回の意見がほとんど同じなのですが、これどうしてこ

うなのか、ちょっと教えてください。総務文教常任委員会ですから、知っているわけなので、言うのですが、前回は航路運賃も高くなっていることから、佐渡汽船でも利用できるよう検討することというのが今回は航路運賃も高くなっていることから、佐渡汽船を含め、広く市民が利用できるよう登録店舗を増やす努力をすることということで、ほとんど違いがないように感じるのですが、また執行部のほうから再審査してくれと言われるのではないかという心配をしているのですが、大丈夫でしょうかということ。

○議長（近藤和義君） 室岡産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（室岡啓史君） 過去の実績と見比べてというお話だと理解しています。それで、コロナ前は先ほど申し上げたとおり2,682人泊ということで、かなりの効果が出ているということに対して、今回は目標1,700人泊ということで、半分ちょっと超えるように、何とかコロナ前まで巻き返したいというところをしっかりとやっていきたいというような説明が執行部からありました。また、この件は審査しておりませんが、国の施策もこれから始まっていくというところで、そういったところとの連動というところもあり得るだろうと思っています。

2点目のプレミアム商品券の件ですが、我々としても議会運営委員会や総務文教常任委員会の皆様に御迷惑をおかけしてしまったことは申し訳ないと思っております。ニュアンスの違いということで、一般質問の市長答弁においては佐渡汽船でも使用可能であると、内諾ありというニュアンスであったのに対して、執行部の説明、委員会では佐渡汽船が加盟店に手を挙げれば使用可能、内諾なしのニュアンスであったので、意見を最初につけさせていただきました。それで、改めて説明をいただいた中で、内諾があったというところを確認しまして、委員会の中でもいろいろ議論しました。削除したほうがいいのではないかとか、そういったこともあったのですが、結果としてやはりこのプレミアム商品券は燃料高騰等による物価上昇の影響を受けて、停滞する市内経済の活性化を図るためということですので、できるだけ多くの事業者に御参画いただいて、この商品券は経済波及効果が1.7倍出るということも地域振興部長から説明ありましたので、こういった非常に冷え込んだ経済を少しでもよりよくしていくということを執行部に改めてしっかりとやっていただきたいという意図で意見をつけさせていただいたものであります。

以上です。

○議長（近藤和義君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） 本当はできれば部長にこの意見に変わったので、もう一回やってほしかったのではないかと聞きたいたところなのですが、聞けないので、次に行きます。

連合商工会のことは人的配置等の関係だろうというふうに受け止めました。それは分かりました。

そこで、佐渡汽船等の燃油サーチャージというのですか、燃料高騰による部分がやっぱり全体として運賃になっていて、島民にとって負担が高いということは確かに多いです。例えば島外の病院に通院している人なんかは本当に深刻だ。こういったものはプレミアム商品券というのではなくて、もっと航路運賃に使いやすいような形のものというほうが私はいいのではないかという気がするのですが、そういった議論はなかったでしょうか。

○議長（近藤和義君） 室岡産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（室岡啓史君） その点については議論しておりません。ただし、先ほど申し上げたものとちょっと重複しますが、より広く選択肢を増やすと、市民の利用者の皆さんにとってああいうこと

に使いたい、こういうことに使いたいというところが多ければ多いほど市民の期待に応えられるだろうということで、佐渡汽船も含めてということで意見をさせていただいたものであります。

以上です。

○議長（近藤和義君） 以上で議案第67号についての委員長質疑を終結いたします。

これより議案第67号 令和4年度佐渡市一般会計補正予算（第5号）についての採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤和義君） 異議なしと認めます。

議案第67号は原案のとおり可決されました。

請願第2号 「コロナ禍においても私立高校生が学費の心配なく学校で学び続けられるよう、私学助成増額・拡充を求める意見書」の採択を求める請願についての討論に入ります。

中川直美君の賛成討論を許します。

中川直美君。

〔18番 中川直美君登壇〕

○18番（中川直美君） 日本共産党市議団の中川直美でございます。ただいまの私学助成に関する請願についての賛成討論を行います。

4点ぐらいにわたってお話をさせていただきたいと思います。まず1つは、文部科学省が2021年に行ったコロナ禍におけるウイルスの影響で、大学等の中退者は前年の1.8倍ということで、これは調査期間が2021年4月から8月までで2021年11月19日に公表されたものであります。もちろん私立高校だけではありませんが、全体にこういう状況です。

2つ目、佐渡で現在、今年度島外の私立高校に行っているのは41名でございます。約1クラス分ぐらい行っているというのが状況でございます。

この間の学費の公私の格差でいいますと、2010年、平成22年に公立高校の無償化などがある。その後2014年に大きな見直しがあって、公立も私立も、つまり国は教育の在り方として公立と私立両方捉えているわけですが、年収910万円未満の世帯まで支援を拡充しました。そして、2020年には年収590万円未満の世帯に対しても認めるようになってきた。これが大きな流れです。

私学助成は、昨年も言いましたが、旧町村時代から新潟県内の自治体の議会ではほとんどの議会が採択をしている。県議会も昨日から始まりましたが、新潟県議会でも採択をしているという内容であります。具体的にお話をいたしますと、年収590万円以上が実は48%だそうです、新潟県内。590万円以下が52%だそうでございます。いろいろな拡充策があって、保護者負担でいいますと590万円を超えると、ランクがあるのですが、超えますと保護者負担が23万3,959円、250万円から590万円世帯だと8万5,450円と、こういう大きな格差が開いているものでございます。

そして、この私学助成はこういった保護者の団体らの運動や議会の請願採択などによって前進をされているわけですが、令和2年度で国の就学支援の拡充を多くの県でやっています。特に今言った年収590万円を超える世帯に対しては不十分なものですから、全国の6割に当たる28都道府県ではもう拡充策があり

ます。新潟県の隣の県であります山形県、富山県、福井県、石川県でも590万円以上の世帯に県として独自の拡充策をやっているものであります。残念ながら、まだ新潟県はそこまでいっていないのでありますが、せめて近隣市町村並みにというのが保護者らの願いでございます。

最後に、ただいま言いましたが、SDGsの目標4、質の高い教育をみんなにという中では多くの子供が多様に富んだ学びを保障する、そういう目標が必要だというものです。国も含めて、言うまでもありませんが、私立学校も含めて日本の教育を支えている大きな教育だということで進めている内容でございます。ぜひ採択いただきて、佐渡市になっても、ずっと採択をされてきている中身でございますので、党派を超えて賛同いただけますようお願いを申し上げて賛成の討論といたします。

○議長（近藤和義君） 請願第2号 「コロナ禍においても私立高校生が学費の心配なく学校で学び続けられるよう、私学助成増額・拡充を求める意見書」の採択を求める請願についての採決を行います。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は採択であります。

本案を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（近藤和義君） 起立多数であります。

請願第2号を採択することについては可決されました。

最後に、ただいま議決いたしました議案第67号、請願第2号を除く総務文教常任委員会付託案件についての採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤和義君） 御異議なしと認めます。

本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩をいたします。

午後 2時21分 休憩

午後 2時35分 再開

○議長（近藤和義君） 再開します。

次に、市民厚生常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

市民厚生常任委員長、稻辺茂樹君。

〔市民厚生常任委員長 稲辺茂樹君登壇〕

○市民厚生常任委員長（稻辺茂樹君） 委員会審査報告。

本委員会付託の事件は、審査の結果次のとおり決定いたしましたので、会議規則第109条、第141条及び第143条の規定に基づき報告いたします。

議案第64号 佐渡市地域医療基金条例の制定について。本案は、佐渡市医療圏が国の重点支援区域に選定され、財政支援として病床機能再編支援事業給付金が交付されることに伴い、これを財源として今後の

佐渡医療圏における持続可能な医療提供体制の構築に活用するために、基金の設置に必要な条例を制定するものであります。審査の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、本委員会で付した意見は次のとおりであります。意見。本条例は、病床機能再編支援事業による国からの交付金を市が基金を設立し、管理することを定めるものである。この使途については、佐渡地域医療構想調整会議が発案し、佐渡地域医療・介護・福祉提供体制協議会との協議により決定されるとの説明だが、佐渡市が中心となり議論をまとめ、厳しい佐渡市の医療、介護、福祉にとって有効であり、市民からも評価される活用策となることを強く求める。

議案第65号 佐渡市医療技術者奨学金貸与条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、不足する医療従事者の確保を目的に行ってきました奨学金貸与について、これまでの貸与実績等を鑑み、対象を看護職員に限定し、引き続き人材確保を推進していくため、条例の一部を改正をするものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定いたしました。

議案第68号 令和4年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について。本案は、令和4年度佐渡市国民健康保険特別会計予算について、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ68万4,000円を追加するものであります。主な内容は、人事異動に伴う人件費等の増額であります。審査の結果、原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

議案第69号 令和4年度佐渡市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について。本案は、令和4年度佐渡市後期高齢者医療特別会計予算について、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ215万3,000円を追加するものであります。主な内容は、後期高齢者医療広域連合給付金の増額及び人事異動に伴う人件費の減額であります。審査の結果、原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

議案第70号 令和4年度佐渡市介護保険特別会計補正予算（第1号）について。本案は、令和4年度佐渡市介護保険特別会計予算について、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ2億1,446万円を追加するものであります。主な内容は、前年度決算の確定に伴う精算返還金、介護給付準備基金積立金の増額及び人事異動等に伴う人件費の減額であります。審査の結果、原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

議案第71号 令和4年度佐渡市歌代の里特別会計補正予算（第1号）について。本案は、令和4年度佐渡市歌代の里特別会計予算について、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ1,443万1,000円を追加するものであります。主な内容は、前年度決算の確定に伴う一般会計繰出金及び人事異動等に伴う人件費の増額であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定いたしました。

議案第72号 令和4年度佐渡市すこやか両津特別会計補正予算（第1号）について。本案は、令和4年度佐渡市すこやか両津特別会計予算について、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ3,685万9,000円を追加するものであります。主な内容は、前年度決算の確定に伴う一般会計繰出金及び人事異動に伴う人件費の増額であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定いたしました。

議案第73号 令和4年度佐渡市病院事業会計補正予算（第1号）について。本案は、令和4年度佐渡市病院事業会計予算について、収益的収入の予定額に4,319万3,000円を追加し、収益的支出の予定額に3,203万2,000円を追加し、資本的収入の予定額に1億1,021万円を追加し、資本的支出の予定額に1億25万6,000円を追加するものであります。主な内容は、人事異動等に伴う人件費の減額、両津病院のリウマチ外来及び相川診療所の整形外科外来開始による収益及び費用、両津病院の地域包括ケア病床導入後の支援

業務継続のための経費、両津文化会館解体事業費及び医療機器備品購入に係る経費の増額であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定いたしました。

請願第3号 「消費税インボイス制度の実施中止を求める」との意見書を国に提出することを求める請願。本請願は、令和5年10月から導入される消費税インボイス制度によって、地域に根差した小規模事業者に不利益をもたらし、地域経済のさらなる疲弊を招くことになりかねないことから、コロナ禍の危機的状況の中において、年間売上げ1,000万円以下の免税事業者が事業を継続できるよう、消費税インボイス制度の実施の延期、中止を求める意見書を政府に対して提出することを求めるものであります。審査の結果、賛成多数で採択すべきものとして決定いたしました。

陳情第6号 後期高齢者の医療費窓口負担の2割化中止を求める陳情。本陳情は、75歳以上の医療費窓口負担割合2割化により、高齢者の暮らし、健康、命、人権を守る上で大きな影響を及ぼすことから、後期高齢者が今までどおり必要な医療を受けられる機会を確保できるよう、後期高齢者の医療費の窓口負担の現状維持を求める意見書を政府に対して提出するものであります。審査の結果、賛成多数で採択すべきものとして決定いたしました。

陳情第7号 赤泊診療所のバリアフリー化を含めた施設改修に関する陳情。本陳情は、昭和60年3月に建設された赤泊診療所が建築後37年を経過し、施設の老朽化が進み、随所に改修を要する箇所が目立つことや施設2階にある歯科診療所を受診するには急な階段を上がる必要があり、高齢者や体の不自由な方にとっては利用しにくい構造になっていることから、次の事項について対応を求めるものであります。陳情事項。1、2階に設置されている歯科診療所へのバリアフリー化工事（エレベーター設置など）の実施。2、施設の雨漏り防止工事を含めた長寿命化対応と外壁塗装修繕工事の実施。審査の結果、採択すべきものと決定いたしました。

なお、本陳情は市長へ送付し、その処理の経過及び結果の報告を請求すべきものとして決定いたしました。

以上であります。

○議長（近藤和義君） 以上で市民厚生常任委員長の報告は終わりました。

議案第64号 佐渡市地域医療基金条例の制定についての委員長質疑に入ります。

中川直美君の質疑を許します。

中川直美君。

○18番（中川直美君） 言うまでもありませんが、ここ二、三年来、佐渡の地域医療の崩壊過程というか、病院の縮小等が起こっている。重大な問題で、多くの市民の方も心配をしている中身でございます。要は病床を削減すると消費税でお金がもらえるという仕組みになっていまして、90%以上稼働していると200万円、稼働率が低いと100万円ぐらいという何か面白い中身になっているのですが、それはそれとして、要はこの間の佐渡の地域医療を支えている病床の削減が進んだことによって、国から来たお金を佐渡市の目的基金として積み立てるというものだというふうに思います。説明にもありましたように、佐渡の医療圏における持続可能な医療提供体制の構築に活用するということなのだけれども、具体的にはどういう使途になるのか。確かに基金条例や規則の中で、一言で言えば何でも使えるようになっているのだけれども、どうなのかと。当然2億7,086万円程度ではまだまだ足りないというふうに私は思うのだけれども、今後

やっぱり積み増していくということも要るというふうに思うのだけれども、その辺はどうなっているのか。

もう一つは、全国の重点支援地域がこのような形になっているのかもしれません、本来病床を削減した病院、医療法人等に国の支援金みたいなのが入っていくような形になるのだろうというふうに思うのですが、それを市の目的基金とした理由は何かということをお尋ねしておきたいと思います。

○議長（近藤和義君） 稲辺市民厚生常任委員長。

○市民厚生常任委員長（稻辺茂樹君） 中川議員の質疑にお答えさせていただきたいと思います。

まず、本基金は国からによる医療再編というもので、その中でも重点地域に当たったというところで、本来ある予算よりは1.5倍の金額になって、2億7,000万円を積み立てるというものであります。その使途につきましては、条例に示されているように、条例の第2条としましては人材の確保、育成、そして2つ目としては広報、周知、継続して医療提供体制の整備に関する事、それから医療、介護、福祉の連携に関する事、そして5番目としましては市長が必要と認めることと条例の中でその使途については明示されているというところであります。

審査の中で、現在の課題から具体的なものを、その基金の使途ということで審査をさせていただいております。具体的にまだ確定というものはないという答弁でしたが、現在山積する課題の中で、介護、医療の連携の充実と療養型に対する介護の具体的な連携等々、それからそれを担保するためのAIを使つたいわゆる情報の一元化というようなものも現在検討しているというようなお答えをさせていただいております。あくまでもこれは現在の案でありますので、本質的には報告書にもありますように連携協議会、それから調整協議会の中で決定されるということであります。

続きまして、基金の積み増し等については、審査の中では直接これについて質疑をしておりませんが、これまでの質疑の中では、これは1回のみの交付ということで理解をしているところでございます。

そして、この基金を佐渡市が扱うということは何でかというような御質疑だったと思いますが、市が事務局となってこの基金を取り扱うということは、市議会におけるチェック体制も充実しているということで、真に佐渡の医療及び介護、福祉に必要な施策が講じられるという2つの利点から、市が目的基金としたということで質疑をさせていただきました。

以上です。

○議長（近藤和義君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） ちょっと昨日だかの議会基本条例検討特別委員会でも目的は何かとなかなか鋭い質疑があったのですが、つまり今回持続可能な医療体制の構築、一体何を目的としているのか。それでいうと地域医療構想の病床数は一体幾つなのか。最後に、稻辺委員長が議会のチェックが利くようにという話なのだけれども、現時点で地域医療構想でもいいですが、佐渡の本来あるべき病床数は一体幾つという定義なのだろうか。つまり平成21年から今年にかけて127床病床が減りました。県が1回説明にきました。これから人口も減って、入院も17%減るのだから、大丈夫だと言うのだけれども、そこがないとどういうふうにお金、予算を使っていくのかというところがあるかというふうに思うのです。ここにこれを申請するときの申請書があって、財政支援の内訳は、今目的基金の中身と同じなのですが、この中には地域内の医療機関数ということで5施設入っています。つまり佐和田病院も入っているのです。今回の基金の2億7,000万円の内訳は、相川病院の9,986万円と佐渡病院の1億7,100万円でしょう。佐渡にとってみると一

番衝撃的だったのが34床あった、何はともあれ地域医療を支えていた佐和田病院の分がなくなったというところだと私は認識をしているのですが、そういう意味でいうと今医療構想では佐渡の病床は一体何床あったらいいかというのが我々よく分かっていない。その辺を教えていただきたいし、この基金の2億7,000万円のうち、何で佐和田病院が入らないのだ、一番重要な。その辺をお聞かせ願えますか。

○議長（近藤和義君） 稲辺市民厚生常任委員長。

○市民厚生常任委員長（稻辺茂樹君） 中川議員の質疑に対してお答えします。

佐和田病院がなぜ入らなかったかということでございますが、今回の審査ではそのことは直接審査しておりません。以前の審査報告の中では申請できるタイミングよりも早く佐和田病院がギブアップしているということで、この申請のタイミングにずれたということだったという報告を受けている記憶があります。間違っていたら訂正しますが、そういうことあります。

それから、地域医療構想の中でどのぐらいの病床があればいいかというような御質疑でございましたが、現在の病床、急性期の病床が今回50床減、それから慢性期の病床が30床減というところになっております。合わせて慢性期は19床、急性期が190床という現状であります。今回の議案の中の質疑の中で、この190床と19床の中で佐渡市の病院、医療を必要とされる方にどのような状況なのかというような質疑をさせていただいた中で、その答弁におきましては、現在の病床稼働率からすると逼迫はしていないという現在の状況だという報告を受けております。医療構想自体の想定される数字については、審査の中では明確な質疑もありませんでしたし、答弁もなかったという現状であります。

以上です。

○議長（近藤和義君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） 今回は医療、介護は何人不足だと聞いたら、あまりよく分からぬというのがまさに今回の私の一般質問でしたが、佐和田病院は、多分委員長の認識のとおりで私はいいのだと思うのです。だけれども、国がやっぱり厚生労働省と違って、総務省が新たに公立病院等の削減については単純な削減だけではないと方針転換をしたというのは有名なところですが、佐渡にとっては佐和田病院も地域医療を支えていた大きな病院だったという角度から見れば、国は勝手に倒産したのだから、そんなの知らないよという発想だけだとやっぱり地域医療という観点で見たときに、やっぱり佐和田病院が果たしていた役割は大きいし、ほかの予算であります、今度診療所を開設するようなときに佐渡市が援助して、医療機関を増やそうというような、それは必要なことだと思うのだけれども、稻辺委員長に言ってもしようがないのですが、極めて私はこれ不備があると思うのです。その辺の議論をされたのか。

それと、やっぱり病床数、国が489床で佐渡はいいですと言ったときに全国で猛反対が起こった。佐渡でも猛反対が起こった。それから見ても、現在の病床が101床少ないと。だから、本当にやっぱり病床がどうなのか。先ほど答弁にもありました、県そのものが17%減るのだから、388床でも大丈夫ですよというスタンスでいいのかどうなのか、その辺をお聞かせ願えますか。

○議長（近藤和義君） 稲辺市民厚生常任委員長。

○市民厚生常任委員長（稻辺茂樹君） まず、病床数のことでございますが、今回明確に将来的な病床数の予想というもので、医療構想的な病床数の数字というものは質疑しておりませんので、答弁をいただいておりませんが、現状の病床数で逼迫しているかという質疑に対して、逼迫はしていないという回答をいた

だいております。それは額面どおり受け止めるべきだというふうに、御理解いただきたいというふうに思います。ただし、これは余談ですが、いわゆるインフルエンザ等々の発生したときには急性期の病床がどうなのかということは、これからまださらには注視していかなければいけない点だというふうに個人的には考えております。

そして、今後の医療体制につきましては、今回お認めいただければこの基金を使いまして、限りある医療資源等、介護資源、福祉資源を最大限に活用する方法をつくり、佐渡島民の医療、介護、福祉の充実を図るという意味で大きな基金であり、その活用をまた市議会の知恵、そして佐渡市の知恵、そして現場の佐渡地域医療・介護・福祉提供体制協議会の皆様の知恵を絞ってよりよいものにしていくという趣旨でありますので、何とぞ御理解いただきたい。

以上です。

○議長（近藤和義君） 以上で議案第64号に対する委員長質疑を終結いたします。

これより議案第64号 佐渡市地域医療基金条例の制定についての採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤和義君） 異議なしと認めます。

議案第64号は原案のとおり可決されました。

次に、請願第3号 「消費税インボイス制度の実施中止を求める」との意見書を国に提出することを求める請願についての討論に入ります。

佐藤定君の賛成討論を許します。

佐藤定君。

〔4番 佐藤 定君登壇〕

○4番（佐藤 定君） 無会派、佐藤定です。「消費税インボイス制度の実施中止を求める」との意見書を国に提出することを求める請願について賛成討論を行います。

政府が2023年10月に実施を予定している消費税のインボイス制度は、全国500万人の免税事業者や1,000万人と言われるフリーランスに納税義務を広げます。この制度導入は、中小零細企業の事務負担が一層増加することや流通の混乱、国民経済の停滞などといった影響が予想されます。また、多くの事業者はインボイス方式の仕組み、具体的な内容、そしてその影響といった問題点を理解していない状況で、コロナ禍や物価高を受け、価格転嫁もできない零細事業者にとって追い打ちをかける状況です。年間売上げ1,000万円以下の免税事業者は、インボイスを発行する必要はありませんが、規模の大きな取引先からインボイス発行を求められることは困難です。インボイス発行ができないと仕入れ控除ができないことから、消費税の課税事業者はインボイスを発行できない免税事業者との取引を回避したり、取引価格の引下げ要求へつながります。逆に免税事業者は、課税事業者との取引を継続するため、自ら課税事業者となることを選択すれば、消費税における零細事業者のセーフティーネットとして機能している事業者免税制度が実質機能しないことになります。

インボイス制度が始まると、2026年までの3年間の経過措置で免税事業者からの仕入れの80%控除が可

能ですが、仕入額控除の適用に当たっては免税事業者等から受領する区分記載請求書等の同様の事項が記載された請求書の保存と本経過措置の8割控除適用を受ける旨の記載した帳簿の保存が必要であり、免税事業者、課税事業者双方に負担が生じ、取引をしないという選択があります。また、これにより廃業や免税事業者からの取引排除が多数予想されます。

例えばシルバー人材センターでは、会員は請負などの契約で働いています。消費税法では事業者として扱われます。シルバー人材センターの利用料には消費税がかかります。現在は収入であるシルバー人材センターからの配分金が3万円から4万円と少額である会員は、免税事業者扱いです。インボイスを導入された場合、課税事業者であるシルバー人材センターが消費税を負担するか、会員が負担するかを迫られることになります。会員の事務負担や経済負担からも、とてもインボイスを発行する課税事業者になることはできません。そのためシルバー人材センターは、仕入れ控除ができなくなり、シルバー人材センター負担で消費税を納税することになります。新たな税負担は、全国で200億円と見られ、1か所当たり1,500万円になります。佐渡市の見積りでは1,000万円を見込んでいます。このままではシルバー人材センターの経営が成り立たないと異議を唱える意見が出される中で、インボイス中止、延期を求める地方議会からの意見書は、2021年の97件に対し、2022年には423件が財務省に提出されています。

我が国の消費税制は、仕入額控除に当たり、現状の帳簿方式で十分機能しています。専門家が複数税率であっても、現行の請求書等の記載事項の変更によって、十分対応できると判断している以上、零細事業者の消費税負担、事務負担を増やし、経済活動を奪い、課税事業者にとっても混乱を招きます。

インボイス制度の実質中止を求める意見書提出に賛同をお願いし、私の賛成討論を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（近藤和義君） 次に、上杉育子君の賛成討論を許します。

上杉育子君。

〔10番 上杉育子君登壇〕

○10番（上杉育子君） 新生クラブの上杉育子です。請願第3号 「消費税インボイス制度の実施中止を求める」との意見書を国に提出することを求める請願の賛成討論をいたします。

消費税インボイス制度を導入することにより、免税業者が課税業者となって、事業が継続できるのでしょうか。都会は小さな事業者が退出しても、代わりが幾らでも出てきますが、地方はそうはいかないのです。ある中小企業診断士の方は、「佐渡のような離島では深刻で、地域経済がずたずたになる、免税業者だけの問題ではない」と言っています。コロナ禍で経済的な打撃を受け、いまだコロナ禍が続いている状況の中で、インボイス制度は今実施すべきではないと言えるのではないでしょうか。

7月末現在、地方議会から423件のインボイス制度に関する意見書が提出されており、全会一致で意見書を提出している議会も多くあります。佐渡市の現状を踏まえ、地方の声を届けるべきと私は考えます。

意見書提出の賛同をお願いし、私の賛成討論をいたします。

○議長（近藤和義君） 以上で請願第3号についての討論を終結いたします。

これより請願第3号 「消費税インボイス制度の実施中止を求める」との意見書を国に提出することを求める請願についての採決を行います。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は採択であります。

本案を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（近藤和義君） 起立多数であります。

請願第3号を採択することについては可決されました。

次に、陳情第6号 後期高齢者の医療費窓口負担の2割化中止を求める陳情についての討論に入ります。

中村良夫君の賛成討論を許します。

中村良夫君。

〔17番 中村良夫君登壇〕

○17番（中村良夫君） 日本共産党市議団の中村良夫です。お忙しい中、佐渡市議会傍聴へ来られた皆様、ありがとうございます。陳情第6号 後期高齢者の医療費窓口負担の2割化中止を国に求める陳情について賛成討論を行います。

陳情者は、全日本年金者組合新潟県本部です。佐渡にも支部があります。私も含めて、皆さんも年金でお世話になるところです。

さて、皆さん、10月から年収200万円以上の後期高齢者、75歳以上の医療費窓口負担割合が1割から2割に引き上げられます。そこで、市民生活部長と社会福祉部長が来られています。御苦労さまです。部長から議会に配付された令和4年度佐渡市の福祉・保健・医療・環境によると、佐渡市では国、新潟県を上回るペースで少子高齢化が進み、市民の5人に2人以上が高齢者という状況になっています。具体的に申し上げますと、令和4年3月末現在の65歳以上の人口は2万1,678人で、総人口5万1,295人に占める割合は42.3%と高く、高齢者のみ世帯、独り暮らし高齢者の割合も高くなっています。この高齢者の皆さんが今回の75歳以上1万2,4277人、総人口比率24.2%のうち、佐渡市において10月1日から後期高齢者医療の医療費が2割負担となる人数は、市の資料を頂きまして、令和4年9月13日現在1,511人の方たちです。皆さん、この方たちが年収200万円、一定所得以上だから、いいのではないかという方、聞いてください。聞いていただきたい。今回あれもこれも値上げ。物価高騰、田んぼ、畑の肥料などの値上げ。年金は下がる。現状は既に家計が圧迫されている中での今回75歳以上の方たちに届いた医療費2倍化の通知です。皆さん、物価高騰、年金引下げ、医療費2倍化、これでは三重の苦しみ、三重苦ではありませんか。今年75歳を迎えたばかりの高齢者から、医療費の窓口負担に対する不安や怒りの声が寄せられています。これ以上どう生活費を削ればいいのかと。医療費は命の綱です。それを高くしてしまうと安心して医療にかかりなくなる。

昨年、議会、佐渡市も1割負担の現状維持を国へ求めました。高齢者の皆さんが佐渡を支えてきた。これからも高齢者の皆さんに佐渡はお世話になります。国は、社会保障費を抑制している。国が高齢者の生活を守らない。ひど過ぎる。だったら佐渡市議会が佐渡の高齢者の暮らし、健康を守るために、後期高齢者の医療費窓口負担については現状維持に努めること。この陳情を国へ届けようではありませんか。高齢者の声を国へ届けようではありませんか。

良識ある議員諸氏の賛同をお願いし、私の賛成討論を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（近藤和義君） 以上で陳情第6号についての討論を終結いたします。

これより陳情第6号 後期高齢者の医療費窓口負担の2割化中止を求める陳情についての採決を行います。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は採択であります。

本案を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（近藤和義君） 起立少数であります。

陳情第6号を採択することについて否決されました。

次に、陳情第7号 赤泊診療所のバリアフリー化を含めた施設改修に関する陳情についての採決を行います。

本案に対する委員長の報告は採択であります。

本案を採択することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤和義君） 異議なしと認めます。

陳情第7号を採択することは可決されました。

最後に、ただいま議決いたしました議案第64号、請願第3号、陳情第6号、陳情第7号を除く市民厚生常任委員会付託案件についての採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤和義君） 異議なしと認めます。

本案は原案のとおり可決されました。

これより産業建設常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員長、室岡啓史君。

〔産業建設常任委員長 室岡啓史君登壇〕

○産業建設常任委員長（室岡啓史君） 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第109条の規定に基づき報告します。

議案第66号 佐渡市若者夫婦向け賃貸住宅条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」の改正により、借地借家法の一部改正が施行されたことに伴い、条例中において項ずれが生じたため、佐渡市若者夫婦向け賃貸住宅条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第74号 令和4年度佐渡市水道事業会計補正予算（第1号）について。本案は、令和4年度佐渡市水道事業会計予算について、収益的収支では収入の予定額に36万円を、支出の予定額に630万1,000円をそれぞれ追加するものであります。また、資本的収支では支出の予定額に18万7,000円を追加するものであります。主な内容は、人事異動に伴う人件費の増額であります。審査の結果、原案どおり可決すべきもの

として決定しました。

議案第75号 令和4年度佐渡市下水道事業会計補正予算（第1号）について。本案は、令和4年度佐渡市下水道事業会計予算について、収益的収支では支出の予定額に26万2,000円を追加するものであります。また、資本的収支では収入の予定額に140万円を追加し、支出の予定額から497万5,000円を減額するものであります。主な内容は、人事異動に伴う人件費等の増減及び資本的収支における財政支援措置拡充に伴う企業債の増額であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

以上であります。

○議長（近藤和義君） 以上で産業建設常任委員長の報告は終わりました。

これより産業建設常任委員会付託案件についての採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤和義君） 異議なしと認めます。

本案は原案のとおり可決されました。

以上で常任委員会付託案件については全部終了いたしました。

日程第2 発議案第10号

○議長（近藤和義君） 日程第2、発議案第10号 コロナ禍においても私立高校生が学費の心配なく学校で学び続けられるよう、私学助成増額・拡充を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

広瀬大海君。

〔9番 広瀬大海君登壇〕

○9番（広瀬大海君）

発議案第10号

コロナ禍においても私立高校生が学費の心配なく学校で学び続けられるよう、

私学助成増額・拡充を求める意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり佐渡市議会議規則第14条の規定により提出する。

令和4年9月28日

佐渡市議会議長 近藤和義様

提出者	佐渡市議会議員	廣瀬大海
賛成者	〃	平田和太龍
	〃	中川直美
	〃	駒形信雄
	〃	中川健二

コロナ禍においても私立高校生が学費の心配なく学校で学び続けられるよう、

私学助成増額・拡充を求める意見書

全国では高校生の約3割が私立高校で学んでおり、公立高校と同様に公教育の場として大きな役割を果たしている。

令和2年度から私立高校生への就学支援金制度が拡充され、年収590万円未満の世帯に上限39万6,000円の支援金が支給され、新潟県では該当世帯の授業料無償がほとんどの私立高校で実現した。

しかし、当該制度の対象は授業料のみに限定されているため、入学金や施設設備費は保護者の負担が残っている。また、年収590万円を超える世帯では当該制度による支援が11万8,800円にとどまり、学費の負担が一気に増えることとなる。新潟県では、国と県の学費支援を受けても年額で約14万円から約47万円の負担が残される。公立高校では入学金5,650円を負担するだけであり、学費の公私間格差は依然として大きな開きがある。

新型コロナウイルス感染症は収まる気配がなく、休業や失業など経済的に深刻な影響を及ぼし、市民の生活を脅かしている。とりわけ、私立高校の保護者にとって学費負担が重くのしかかり家計への圧迫が懸念される。

よって、国においては、次の事項の実現を強く求める。

記

1 私立高校生への就学支援金制度を拡充すること。

年収590万円を超える世帯への支援金を増額すること。

2 私立高校入学金への新たな助成措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

コロナ禍においても私立高校生が学費の心配なく学校で学び続けられるよう、

私学助成増額・拡充を求める意見書

新潟県では高校生の約4人に1人が私立高校で学んでおり、公立高校と同様に公教育の場として大きな役割を果たしている。

令和2年度から私立高校生への就学支援金制度が拡充され、年収590万円未満の世帯に上限39万6,000円の支援金が支給され、新潟県では該当世帯の授業料無償がほとんどの私立高校で実現した。

全国の6割の自治体が国の制度拡充を受け、独自の学費軽減制度を拡充し、年収590万円を超える世帯への助成措置が講じられた。しかし、新潟県では独自の学費軽減に関する予算が一昨年度比で約49%の減額となって以降、家計急変世帯に対する改善は行われたものの、年収590万円を超える世帯への新たな助成措置はなく、入学金及び施設設備費等への助成対象も年収250万円未満の世帯にとどまっている。このことから、私立高校生の保護者の学費負担は国と県の制度による支援を受けても、年収590万円未満世帯で年額約14万円から約24万円、さらに年収590万円から910万円未満の世帯では約47万円の負担が残され、5,650円の入学金負担のみの公立高校と比べると大きな学費の格差がある。

新型コロナウイルス感染症は収まる気配がなく、休業や失業など経済的に深刻な影響を及ぼし、市民の生活を脅かしている。とりわけ、私立高校の保護者にとって学費負担が重くのしかかり家計への圧迫が懸念される。

よって、新潟県においては、次の事項の実現を強く求める。

記

学費の公私間格差を是正するために県独自の学費軽減制度を拡充すること。

(1) 年収590万円未満の世帯において、施設設備費及び入学金の負担を軽減するため助成対象の拡大と助成の増額を行うこと。

(2) 国の支援が不十分な年収590万円から年収910万円未満の世帯に対し、新たに県の助成措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提案理由。コロナ禍においても、私学助成の増額、拡充により、私立高校生が学費を心配せずに学ぶことができるよう意見書を提出するものであります。

議員各位の御賛同をお願いいたします。

○議長（近藤和義君） お諮りします。

本案は会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤和義君） 異議なしと認めます。

本案については委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより本案について採決をいたします。

本案の採決は起立により行います。

本案に賛成する諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（近藤和義君） 起立多数であります。

発議案第10号については原案のとおり可決されました。

日程第3 発議案第11号

○議長（近藤和義君） 日程第3、発議案第11号 消費税インボイス制度の延期・中止を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

稲辺茂樹君。

〔11番 稲辺茂樹君登壇〕

○11番（稲辺茂樹君）

発議案第11号

消費税インボイス制度の延期・中止を求める意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり佐渡市議会会議規則第14条の規定により提出する。

令和4年9月28日

佐渡市議会議長 近 藤 和 義 様

提出者 佐渡市議会議員 稲 辺 茂 樹
賛成者 " 佐 藤 孝

〃 金田淳一
〃 北 啓
〃 佐藤定

消費税インボイス制度の延期・中止を求める意見書

国は、2023年10月から消費税のインボイス（適格請求書）制度を導入するとして、昨年10月1日から事業者登録を始めている。

インボイスとは、取引金額や年月日、品目、消費税額などに加え、新たに税務署から割り振られた事業者番号を記載した請求書や領収書のことである。

インボイス発行にあたっては、いかに営業収入が少なくても課税事業者となり、消費税納税の義務が発生する。課税事業者にならなければ、取引から除外される可能性も生じる。

インボイス制度は、個人事業主、フリーランス、個人タクシー運転手、小規模農家などやシルバー人材センターに登録して働く高齢者も対象となる制度である。立場の弱い小規模事業者にとっては、その転嫁が十分ではない現状であり、導入によってさらに不利益を与え、地域経済のさらなる疲弊を招くことになりかねない。

よって、国においては、コロナ禍の危機的状況の中、年間売上高1,000万円以下の免税事業者が事業を継続するために、消費税のインボイス制度実施の延期・中止を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提案理由。消費税インボイス制度実施の延期、中止により、コロナ禍の危機的状況の中、年間売上高1,000万円以下の免税事業者が事業を継続できるよう、意見を提出するものであります。

皆様の御賛同をよろしくお願いします。

○議長（近藤和義君） お諮りします。

本案は会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤和義君） 異議なしと認めます。

本案については委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより本案について採決いたします。

本案の採決は起立により行います。

本案に賛成する諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（近藤和義君） 起立多数であります。

発議案第11号については原案のとおり可決されました。

日程第4 発議案第12号

○議長（近藤和義君） 日程第4、発議案第12号 後期高齢者の医療費窓口負担の現状維持を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

稻辺茂樹君。

[11番 稲辺茂樹君登壇]

○11番（稻辺茂樹君）

発議案第12号

後期高齢者の医療費窓口負担の現状維持を求める意見書の提出について
上記の議案を別紙のとおり佐渡市議会議規則第14条の規定により提出する。

令和4年9月28日

佐渡市議会議長 近藤和義様

提出者	佐渡市議会議員	稻辺茂樹
賛成者	〃	佐藤孝
〃	〃	北啓
〃	佐藤	定

後期高齢者の医療費窓口負担の現状維持を求める意見書

令和3年6月4日、参議院本会議で75歳以上の医療費窓口負担割合を2割にする法案が可決された。この法律が施行されると、年収200万円以上の後期高齢者370万人（後期高齢者医療制度加入者の約20%）が2割負担となる。

コロナ禍で高齢者の受診控えが進んでいる中、75歳以上の医療費窓口負担の2割化は、ますます受診控えが進むことが容易に予想され、高齢者の暮らし、健康、いのち、そして人権を守る上で大きな影響を及ぼすものである。先進国では、医療費の窓口負担は無料が当たり前になっている。強制加入の社会保険は公的負担と事業主負担で保障すべきである。

よって、国においては、こうした実情を考慮し、後期高齢者が今までどおりに必要な医療を受けられる機会の確保という観点から、後期高齢者の医療費窓口負担については現状維持に努めることを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提案理由。後期高齢者の医療費窓口負担の現状維持により、後期高齢者が今までどおり必要な医療を受けられるよう、機会を確保することができるよう意見書を提出するものであります。

議員諸公の賛同をお願いします。

○議長（近藤和義君） お諮りします。

本案は会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（近藤和義君） 異議なしと認めます。

本案については委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより本案について採決いたします。

本案の採決は起立により行います。

本案に賛成する諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（近藤和義君） 起立少數であります。

発議案第12号については否決されました。

日程第5 委員会の閉会中の継続審査の件

○議長（近藤和義君） 日程第5、委員会の閉会中の継続審査の件を議題といたします。

各委員長からお手元に配付したとおり閉会中の継続審査等の申出があります。

お諮りします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査等に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近藤和義君） 異議なしと認めます。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査等に付することに決しました。

○議長（近藤和義君） これで本日の日程は全て終了しました。

市長から発言を求められておりますので、これを許します。

渡辺市長。

〔市長 渡辺竜五君登壇〕

○市長（渡辺竜五君） 令和4年第6回9月市議会定例会の閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

まず、本定例会に提案をいたしました議案につきましては、慎重審議をいただき、厚くお礼を申し上げます。本定例会におきましては、非常勤職員の育児休業等の取得要件の緩和等を定める育児休業条例の改正をはじめ、コロナ禍における原油価格、物価高騰等への対策経費を盛り込んだ補正予算などについて議決をいただき、誠にありがとうございました。また、一般質問におきましては、10人の議員の皆様から市政全般にわたり、多くの御提言をいただきました。それらを参考にして、今後の施策につなげてまいります。

新型コロナウイルス感染症の発生状況につきましても、第7波の影響により、島内においても7月から感染者が連日発生した状況でございますが、ここ最近では感染者が減少傾向となっております。全国的にも同じ状況になっている中でございますが、9月26日から新潟県も感染者の全数把握の見直しがなされました。その結果として市町村別の感染者数が公表されなくなったことから、現在続けていました佐渡市としての公表も今後は行うことができなくなりましたので、御理解をいただきますようお願い申し上げます。

また、ワクチン接種につきましては、オミクロン株に対応した新しいワクチンの接種を明日から個別接種で開始し、集団接種は10月から開始する予定で準備を進めております。対象となる方は、2回目までの接種が完了した12歳以上の方であり、国内で主流のBA.5への効果が期待されていることから、早めの接種を呼びかけてまいりたいと考えております。市民の皆様におかれましては、改めて場面に応じたマスクの着用等、一人一人の基本的な感染防止対策の徹底をお願い申し上げます。

世界遺産登録を目指す「佐渡島の金山」については、9月21日に永岡桂子文部科学大臣から、就任後の早い時期においていただき、ユネスコからの課題とされた西三川の導水路を含む構成資産などを御視察いただきました。永岡大臣からは、「現場を体験することで金山の高い文化的価値を感じることができ、意

義深かった、また引き続き日本の全勢力を挙げて問題に取りかかり、頑張りましょう」との心強い御発言もいただき、国を挙げての登録に向けた強い意志を感じたところでございます。

佐渡汽船の小木一直江津航路への導入が決まったカーフェリー「えひめ」でございますが、小木一直江津航路の収支改善や輸送能力の増強のみならず、新潟一両津航路においては冬季間のカーフェリー独自における1隻体制の解消やジェットフォイルの予備船の確保など、佐渡航路の安定運航に必ずつながるものと考えております。今後佐渡汽船、新潟県、上越市との具体的な支援の検討に入りますが、引き続き議会の皆様とはしっかりと意見調整をしながら取り組んでまいりますので、御理解、御協力をいただきますようお願い申し上げます。

9月4日には佐渡国際トライアスロン大会が3年ぶりに開催され、厳しい暑さの中、島内外から参加のおよそ1,800人の選手がゴールを目指しました。コロナ禍での開催となることから、出場者には抗原検査の実施を求めるほか、ランのコースを周回コースに変更するなど様々な感染対策を講じたところでございます。以前の大会と同様の形態で開催することは、昨今の状況下ではなかなか難しい等の面もございますが、今後とも安全、安心なイベント、大会の運営として取り組んでまいります。

結びになりますが、島内各地では実りの秋を迎えており、これから本格的に食の島としての時期になってまいりました。一方で、日を追うごとに朝晩の涼しさも感じるようになり、まさに季節が移り変わろうとしております。市民の皆様、議員の皆様におかれましては、健康に御留意をいただき、ますます御活躍いただけますよう御祈念申し上げ、本定例会の閉会の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（近藤和義君） 以上で会議を閉じます。

令和4年第6回（9月）佐渡市議会定例会を閉会いたします。

午後 3時33分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議長 近藤和義

署名議員 上杉育子

署名議員 山田伸之